令和8年度 東大阪市留守家庭児童育成クラブ入会のしおり

1 留守家庭児童育成クラブとは

就労等により昼間家庭にいない保護者をもつ児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図るための事業です。他の自治体では、放課後児童クラブ、学童保育などと呼ばれている場合もあります。本市では、公募により選定された事業者が、市立小学校敷地内で運営しています。

2 対象となる児童

東大阪市に住所があり、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している児童であって、保護者及び4月1日時点で18歳以上65歳未満の同居者全員(祖父母等を含む)が次のいずれかに該当し、児童の放課後の適切な保護が困難であること。

◆居宅内外労働 ◆疾病等 ◆障害等 ◆介護・看護等 ◆その他(就労予定・求職・就学・出産等)

3 開所日時

【 開 所 期 間 】 4月1日から3月31日まで

【開所時間】 授業のある日 放課後~午後6時30分まで

長期休業日(土曜日を除く) 午前8時00分 ~ 午後6時30分まで

土 曜 日 午前8時30分 ~ 午後5時まで

◆児童のみの退室は原則午後5時までです。

午後5時以降も利用を希望する場合は、必ず午後6時30分までに保護者等のお迎えが必要です。

- ◆開所時間は学校行事等により変更となる場合もあります。
- ◆事前に希望者がいないと分かっている場合は開所しないこともあります。

4 クラブの休み

- ◆日曜日及び祝日
- ◆年末年始(12月29日~1月3日)
- ◆警報や震度5弱以上の地震等により、留守家庭児童育成クラブ(以下「クラブ」という。)は閉鎖になることがあります。詳しくは、「11 非常変災時」をご確認ください。

5 クラブの申込

(1) 申込書類の配布

【東大阪市トップページ】→【「留守家庭児童育成クラブ」でキーワード検索】

→【令和8年度留守家庭児童育成クラブの入会申込】

(2) 申込時に必要な書類

①令和8年度東大阪市留守家庭児童育成クラブ入会申込書 ※児童1人につき1枚必要です。 市ウェブサイト



②下表に掲げる提出書類のうち、該当するもの

保護者及び4月1日時点で18歳以上65歳未満の同居者全員(祖父母等を含む)についての証明が 必要です。

※ただし、対象となる児童の兄姉が就学している場合、書類の提出は不要です。

該当する理由		提 出 書 類	備考		
居宅内外労働		就労証明書	所定の様式へ勤務先事業者が記入		
疾。	等	診断書、入院証明書	「児童の放課後の適切な保護が困難であること」が		
大			わかる書類が必要		
障害等		身体障害者手帳等の写し	身体障害者手帳等の氏名及び等級が記載されたペー		
	等	又は診断書	ジの写しが必要		
介護・看護等		介護・看護が必要な方の 診断書、又は介護保険被 保険者証の写し	「児童の放課後の適切な保護が困難であること」が わかる書類が必要		
その他	出産	母子手帳の写し等	出産予定日が分かる書類が必要		
	就学	在学証明書および カリキュラム等	就学時間が分かる書類が必要		
	求職	雇用保険受給資格者証の 写しまたは事業主が発行	退職証明書は、退職年月日があるものに限る		
		する退職証明書等			

③注意事項

- ◆育児休業中は、居宅内外労働の要件ではお申込みいただけません。
- ◆出産の場合、産前産後8週間の利用となります。
- ◆求職の場合、2か月間の利用となります。2か月後も継続して利用を希望する場合、入会から2か月が経過するまでに就労証明書の提出が必要です。

(3) 申込受付

◆新年度入会申込

一斉受付 令和7年12月5日(金)午後5時30分から午後6時30分

令和7年12月6日(土)午前9時から正午、午後1時から午後5時

- 二次受付 令和7年12月8日(月)から1月31日(土)
- ・場 所 各留守家庭児童育成クラブ室(市立小学校敷地内)
- ※二次受付及び2月2日(月)以降の受付は、定員に空きがある場合のみ入会決定を行います。 申込状況によっては、入会をお待ちいただく可能性がございます。
- ※入会審査基準に基づき選考し、入会を決定します。

入会決定等については、各クラブよりお知らせいたします。

◆年度内途中からの入会申込

クラブの定員に空きがある場合は、随時受付を行います。 詳しくは各クラブへお問合せください。

(4) 申込にかかる注意事項

- ◆入会申込書及び提出書類に記載の内容が事実と異なる場合、入会決定を取消す場合があります。
- ◆入会申込書及び提出書類に記載の内容は、支援に役立てるため、在籍している学校、東大阪市教育 委員会等と共有する場合があります。
- ◆支援学級・支援学校在籍児童については、学校での支援内容を確認しクラブでの支援に活用します。
- ◆日常的に医療行為を必要とする児童は、入会できない場合があります。
- ◆保護者負担金等は決められた期日までに納めてください。2ヶ月以上滞納した場合は、入会決定を 取消す場合があります。
- ◆児童又は保護者が管理運営上必要な指示に従わなかった場合は、入会決定を取消す場合があります。

6 保護者負担金

1ヶ月当たりの金額					
平日利用	6,500円				
平日及び土曜日利用	7,500円				

- ◆月の途中で入退会した場合であっても、1ヶ月分の保護者負担金が必要です。
- ◆生活保護受給家庭につきましては、免除制度があります。
- ◆兄弟姉妹で同一クラブを利用される場合は、1人目は全額負担、2人目は半額減免、3人目以上の利用は全額免除となります。

7 おやつ

日々のおやつ代・お茶代は実費負担となります。各クラブによって異なりますが、おおむね月額 2,000 円程度が必要です。なお、アレルギーがある児童については、入会申込書にご記入ください。

8 保険加入

クラブにおける怪我等に対する備えとして、必ず傷害保険に加入していただきます(掛金は保護者負担金に含まれています。)。この傷害保険は、クラブにおける活動中及びクラブの行き帰りだけに適用され、その他の経路(例:クラブ→塾→自宅)については、保険は適用されません。

9 昼食

給食のない日には弁当やパン等、必ず昼食を持たせてください。

10 クラブで注意すること

(1)健康管理について

クラブ生活で起こった事故・病気については応急の処置しかできません。事故・病気の場合は直ちに

迎えに来てください。

(2) 学級閉鎖・学年閉鎖について

インフルエンザ等で学級・学年閉鎖となった場合、クラブは開所しますが、当該学級・学年の児童については閉鎖期間中、感染拡大防止の観点からクラブへの出席はできません。また、下校するまでの授業時間中に学級・学年閉鎖となった当日においても、同様の観点からクラブは利用できませんので、お迎え等の対応をお願いします。

(3) クラブへの連絡について

児童が欠席する場合は、必ず連絡帳や電話等でクラブまで連絡してください。

(4) クラブの行き帰りについて

放課後児童支援員及び補助員による送迎は行いませんので、児童に十分な安全指導を徹底してください。午後5時以降も利用する場合は、必ず午後6時30分までに保護者等が迎えに来てください。

11 非常变災時

- ①~④のいずれかが発令または発生した場合、原則として下表のとおりの対応となります。ただし、学校が状況判断に基づき適切な措置を講じる場合や市教育委員会が臨時の措置を講じる場合は、それらの措置に準じます。
- ①東大阪市に、暴風警報・大雨警報・洪水警報・大雪警報・暴風雪警報が発令された場合
- ②東大阪市に、特別警報(暴風、大雨等のいずれか一つでも)が発令された場合
- ③東大阪市に、避難情報警戒レベル4(避難指示)が発令された場合
- ④東大阪市または隣接5市町(「大阪市」・八尾市・大東市・生駒市・生駒郡平群町)に震度5弱以上の地震が発生した場合
- ※「大阪市」: 24区中1つの区でも該当する場合、大阪市に発生したものとします。

クラブの <u>開所時間までに</u> 発令また	クラブは閉鎖されます。
は発生した場合	
※小学校始業前(登校前、登校中)	
または授業中の時間帯を含む	
クラブの <u>開所時間中に</u> 発令または	クラブは通常通りの開所となります。終了後、安全に十分配慮し
発生した場合	帰宅させますが、帰宅時間になっても警報等が解除されない場合
	または児童のみでの帰宅が安全ではないと考えられる場合は、保
	護者の方が児童を迎えに来てください。

12 その他

クラブを利用する児童及び保護者は、クラブ及び学校のきまり等に従ってください。

お問合せ			